

3-3 測量計画機関の公共測量に関する現状

(1) 測量技術者の状況

① 測量士の有無 (表-3)

表-3 計画機関別 測量士の有無

計画機関	あり		なし		わからない		計 件数(件)
	件数(件)	比率(%)	件数	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
内閣府			3	100.0			3
宮内庁	1	100.0					1
法務省	2	6.5	28	90.3	1	3.2	31
財務省			5	100.0		0.0	5
農林水産省	9	17.0	32	60.4	12	22.6	53
経済産業省			1	33.3	2	66.7	3
国土交通省	24	12.6	107	56.3	59	31.1	190
環境省			4	100.0			4
防衛省			4	100.0			4
都道府県	79	20.0	212	53.7	104	26.3	395
市・特別区	191	35.5	296	55.0	51	9.5	538
町	94	22.3	321	76.1	7	1.7	422
村	10	10.3	85	87.6	2	2.1	97
独立行政法人	24	38.7	29	46.8	9	14.5	62
総計	434	24.0	1,127	62.3	247	13.7	1,808

測量士の有無について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 59 件を除く 1808 件を用いた。

測量計画機関全体では、測量士を有する機関が 24.0%、有しない機関が 62.3%、わからないと回答した機関が 13.7%である。

計画機関別では、宮内庁(100%)、市・特別区(35.5%)、独立行政法人(38.7%)は高く、内閣府、財務省、経済産業省、環境省、防衛省には、測量士を有する機関が一つもなかった。

前回調査との比較では、測量士を有しない機関の比率はほとんど変化がない(H19 : 63.9% → H21 : 62.3%)。

(2) 公共測量作業規程についての状況

① 作業規程の準則の準用率 (表-4)

公共測量に使用する作業規程に関し、平成 20 年に改正された準則の準用率について、1)「準用している」、2)「準用していない」、3)「上部機関が制定した作業規程を使用している」について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 81 件を除く 1,786 件を用いた。

その結果、計画機関全体では、「準用している」機関が 60.9%、「準用していない」

機関が 22.4%、「上部機関が制定した作業規程を使用している」機関が 16.7%であった。

「準用している」機関について計画機関別の比率をみると、環境省(75.0%)と市・特別区(73.6%)が高く、内閣府、宮内庁、財務省、経済産業省では、「準用している」機関は一つもなかった。

「準用していない」機関について計画機関別の比率をみると、宮内庁、財務省、経済産業省は件数が少ないこともあるが、すべての機関で準用していない。件数が多い機関では村(件数 90 件中 44 件、48.9%)での準用していない比率が高い。一方、防衛省(0%)、法務省(6.7%)、都道府県(10.5%)では準用していない比率が低い。

「上部機関が制定した作業規程を使用している」機関について計画機関別の比率をみると、防衛省(75.0%)、法務省(70.0%)、内閣府(66.7%)の比率が高い。特に、法務省は件数(21 件)も多い。一方、該当する機関がない宮内庁、財務省、経済産業省に加え、環境省(0%)、村(4.4%)、市・特別区(4.8%)、町(8.2%)では該当機関の比率が小さい。

前回調査では、準則変更に対応して「規程を改正した」機関の比率が 33.2%であったので、準則の準用率が大幅に向上したことが分かる。

表－4 計画機関別 作業規程の準則の準用率

区分 計画機関	準用している		準用していない		上部機関制定の規程を使用		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府			1	33.3	2	66.7	3
宮内庁			1	100.0			1
法務省	7	23.3	2	6.7	21	70.0	30
財務省			4	100.0			4
農林水産省	11	22.0	15	30.0	24	48.0	50
経済産業省			2	100.0	0	0.0	2
国土交通省	123	69.5	27	15.3	27	15.3	177
環境省	3	75.0	1	25.0			4
防衛省	1	25.0			3	75.0	4
都道府県	217	54.1	42	10.5	142	35.4	401
市・特別区	395	73.6	116	21.6	26	4.8	537
町	244	58.8	137	33.0	34	8.2	415
村	42	46.7	44	48.9	4	4.4	90
独立行政法人	45	66.2	8	11.8	15	22.1	68
総計	1,088	60.9	400	22.4	298	16.7	1,786

② 製品仕様書、品質評価及びメタデータ等作成の対応状況（表－5）

上記①において、準則を「準用している」及び「上部機関が制定した作業規程を使用している」1,386 機関に対し、準則の改正に伴う製品仕様書、品質評価及びメタデータ等作成の対応状況について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 64 件を除く 1,322 件を用いた。

調査の結果、計画機関全体では、「作成している(検討中を含む)」機関は 73.0%、「特に何もしていない」機関は 27.0%であった。「特に何もしていない」主な理由は以下のとおりである。

- ・ 特記仕様書に準拠するよう明示
- ・ 上部機関が作成
- ・ 測量実施機関に任せている
- ・ 内容がよくわからない。複雑すぎる。対応できる職員がいない
- ・ 必要としていない
- ・ 準則の規程を熟知していなかった
- ・ 測量作業がない
- ・ 準則改正後の測量作業がない
- ・ 上部機関からの指示がない

計画機関別では、内閣府(100%)、法務省(85.2%)、国土交通省(82.8%)は対応している比率が高く、防衛省(50.0%)、村(65.9%)、環境省(66.7%)、町(67.4%)では比較的低かった。「特に何もしていない」主な理由については、以下の特徴がある。

- ・ 農林水産省は、すべて(公共)測量作業がないという理由である。
- ・ 村及び独立行政法人では、測量作業がない、あるいは改正後、測量作業がないという理由が大半である。
- ・ 国土交通省、都道府県、市・特別区、町では上記のさまざまな理由があげられている。

前回調査からの推移をみると、計画機関全体で「作成している(検討中を含む)」機関は 38.2%から 73.0%へ大幅に増加しており、製品仕様書、品質評価及びメタデータ等作成が広く浸透しつつあることがわかった。計画機関別では、独立行政法人(H19：16.2% → H21：70.7%)、村(H19：21.9% → H21：65.9%)、内閣府(H19：33.3% → H21：100%)、町(H19：26.4% → H21：67.4%)の伸び率が大きい。

表－5 計画機関別 製品仕様書、品質評価及びメタデータ等作成の対応状況

区分 計画機関	作成している (検討中を含む)		特に何もしていない		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府	2	100.0		0.0	2
宮内庁					
法務省	23	85.2	4	14.8	27
財務省					
農林水産省	25	78.1	7	21.9	32
経済産業省					0
国土交通省	120	82.8	25	17.2	145
環境省	2	66.7	1	33.3	3
防衛省	1	50.0	1	50.0	2
都道府県	245	73.1	90	26.9	335
市・特別区	297	73.0	110	27.0	407
町	182	67.4	88	32.6	270
村	27	65.9	14	34.1	41
独立行政法人	41	70.7	17	29.3	58
総計	965	73.0	357	27.0	1,322

③ 製品仕様書、品質評価及びメタデータ等作成の作成機関（表－6）

上記②と同一対象機関に対し、製品仕様書、品質評価及びメタデータ等作成の作成機関について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 247 件を除く 1,139 件を用いた。

表－6 計画機関別 製品仕様書、品質評価及びメタデータ等作成の作成機関

区分 計画機関	自らの機関で作成している		測量作業機関に委託している		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府	1	50.0	1	50.0	2
宮内庁					
法務省	2	7.7	24	92.3	26
財務省					
農林水産省	3	11.1	24	88.9	27
経済産業省					0
国土交通省	13	9.8	120	90.2	133
環境省		0.0	3	100.0	3
防衛省	1	50.0	1	50.0	2
都道府県	50	17.9	229	82.1	279
市・特別区	46	12.9	311	87.1	357
町	23	10.3	201	89.7	224
村	1	2.9	33	97.1	34
独立行政法人	27	51.9	25	48.1	52
総計	167	14.7	972	85.3	1,139

調査の結果、計画機関全体では、「自らの機関で作成している」機関は 14.7%、「測量作業機関に委託している」機関は 85.3%であった。上記②で製品仕様書、品質評価及びメタデータ等作成について検討中を含め何らかの対応をしている機関は 73%と高率であったが、その作成は測量作業機関に大きく依存していることがわかった。

計画機関別では、「自らの機関で作成している」機関は、独立行政法人(51.9%)、内閣府(50.0%)、防衛省(50.0%)で高く、環境省(0%)、村(2.9%)、法務省(7.7%)、国土交通省(9.8%)で比較的低かった。

① 作業規程の準則を準用していない理由（表－7）

上記①において、準則を「準用していない」400 機関に対し、準用しない理由を調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 11 件を除く 389 件を用いた。

調査の結果、計画機関全体では、「独自の作業規程を使用している」機関は 11.3%、「準則が改正されたことを知らなかった」機関が 47.0%、「その他」と回答した機関は 41.6%であった。「その他」のうち主なものは以下のとおりである。

- ・ 公共測量を実施していない
- ・ 改正後公共測量を実施していない
- ・ 作業規程をまだ変更していない
- ・ 変更申請中、検討中

計画機関別では、「独自の作業規程を使用している」機関は、法務省(100%)、独立行政法人(75.0%)、農林水産省(46.7%)で、「準則が改正されたことを知らなかった」機関は、内閣府(100%)、村(65.9%)で、「その他」と回答した機関は、経済産業省(100%)、環境省(100%)、国土交通省(56.0%)、都道府県(55.0%)で、それぞれ比率が高かった。また、「その他」として作業規程の改定中であることをあげているのは、都道府県、市・特別区、町、村のみであった。市・特別区及び町では回答が分散したが、その中では「準則が改正されたことを知らなかった」機関がそれぞれ 55.2%、50.8%と最も多かった。

前回調査では、町及び村は、「準則の改正を知らない」比率が高いことが明らかになったが、今回の調査では、市・特別区についても 64 機関が「準則が改正されたことを知らなかった」ことを理由としている。このことより、市町村への啓発活動は、引き続き継続していく必要がある。

表－7 計画機関別 作業規程の準則を準用していない理由

区分 計画機関	独自の作業規程を使用している		準則が改正されたことを知らなかった		その他		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府			1	100.0			1
宮内庁					1		1
法務省	2	100.0					2
財務省					3		3
農林水産省	7	46.7	1	6.7	7	46.7	15
経済産業省					1	100.0	1
国土交通省	1	4.0	10	40.0	14	56.0	25
環境省					1	100.0	1
防衛省							0
都道府県	8	20.0	10	25.0	22	55.0	40
市・特別区	12	10.3	64	55.2	40	34.5	116
町	8	6.1	67	50.8	57	43.2	132
村			29	65.9	15	34.1	44
独立行政法人	6	75.0	1	12.5	1	12.5	8
総計	44	11.3	183	47.0	162	41.6	389

(3) 測量成果の検定状況

① 測量成果の検定状況

測量成果の検定状況について調査し、計画機関別、都道府県別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 168 件を除く 1,699 件を用いた。

ア. 計画機関別（表－8）

計画機関別では、国土交通省(76.0%)、防衛省(75.0%)、法務省(73.3%)の受検率が高く、宮内庁(0%)、財務省(0%)、経済産業省(0%)、村(18.1%)、環境省(25.0%)、町(29.7%)の受検率が低い。

表－8 計画機関別 測量成果の検定状況

区分	検定している		検定していない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
計画機関					
内閣府	1	33.3	2	66.7	3
宮内庁			1	100.0	1
法務省	22	73.3	8	26.7	30
財務省			3	100.0	3
農林水産省	20	42.6	27	57.4	47
経済産業省			1	100.0	1
国土交通省	130	76.0	41	24.0	171
環境省	1	25.0	3	75.0	4
防衛省	3	75.0	1	25.0	4
都道府県	181	48.7	191	51.3	372
市・特別区	278	53.3	244	46.7	522
町	119	29.7	282	70.3	401
村	15	18.1	68	81.9	83
独立行政法人	32	56.1	25	43.9	57
総計	802	47.2	897	52.8	1,699

イ. 都道府県別（表－9）

都道府県別では、兵庫県(71.8%)、大分県(70.6%)、大阪府(69.4%)、神奈川県(69.2%)、愛媛県(66.7%)の受検率が高く、福井県(10.5%)、島根県(23.5%)、岩手県(28.6%)、高知県(28.6%)、富山県(29.4%)の受検率が低い。

前回調査での受検率の高い都道府県(60%以上)、低い都道府県(25%以下)と今回調査での同様な分類において共通する都道府県はなかった。高知県は前回調査では 60%以上の受検率の高い県であったが、今回は受検率の低い県となった。

このように測量成果検定の受検率の高低については、都道府県別の特徴は見られない。

表-9 都道府県別 測量成果の検定状況

都道府県	検定している機関		検定していない機関		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
北海道	78	53.1	69	46.9	147
青森	14	37.8	23	62.2	37
岩手	8	28.6	20	71.4	28
宮城	23	52.3	21	47.7	44
秋田	8	32.0	17	68.0	25
山形	16	44.4	20	55.6	36
福島	14	30.4	32	69.6	46
茨城	22	44.9	27	55.1	49
栃木	14	43.8	18	56.3	32
群馬	18	47.4	20	52.6	38
埼玉	39	56.5	30	43.5	69
千葉	35	53.8	30	46.2	65
東京	37	58.7	26	41.3	63
神奈川	18	69.2	8	30.8	26
新潟	19	50.0	19	50.0	38
富山	5	29.4	12	70.6	17
石川	7	31.8	15	68.2	22
福井	2	10.5	17	89.5	19
山梨	7	36.8	12	63.2	19
長野	23	37.7	38	62.3	61
岐阜	20	43.5	26	56.5	46
静岡	20	52.6	18	47.4	38
愛知	35	50.7	34	49.3	69
三重	10	37.0	17	63.0	27
滋賀	10	50.0	10	50.0	20
京都	16	48.5	17	51.5	33
大阪	34	69.4	15	30.6	49
兵庫	28	71.8	11	28.2	39
奈良	13	41.9	18	58.1	31
和歌山	11	40.7	16	59.3	27
鳥取	10	45.5	12	54.5	22
島根	4	23.5	13	76.5	17
岡山	11	37.9	18	62.1	29
広島	15	44.1	19	55.9	34
山口	6	30.0	14	70.0	20
徳島	8	47.1	9	52.9	17
香川	8	40.0	12	60.0	20
愛媛	18	66.7	9	33.3	27
高知	8	28.6	20	71.4	28
福岡	31	54.4	26	45.6	57
佐賀	7	35.0	13	65.0	20
長崎	8	42.1	11	57.9	19
熊本	19	55.9	15	44.1	34
大分	12	70.6	5	29.4	17
宮崎	8	30.8	18	69.2	26
鹿児島	17	58.6	12	41.4	29
沖縄	8	34.8	15	65.2	23
総計	802	47.2	897	52.8	1,699

全体では、検定している機関は 47.2%であった。前回との比較では、前回調査が測量実施数に対する検定の実施率であるので単純な比較はできないが、39.0%から大幅に上昇している。

しかし、依然検定を実施している機関は全体の半数に満たず、精度確保の観点から検定の必要性についての継続した周知の必要がある。

② 基準点成果の検定状況

上記①で「検定している」とした 802 機関を対象に基準点成果の検定状況について調査し、計画機関別、都道府県別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 103 件を除く 699 件を用いた。

全体では、「全数を検定している」機関は 52.8%、「一部を検定している」機関は 47.2%であった。

ア. 計画機関別（表－10）

計画機関別では、内閣府(100%)、農林水産省(77.8%)、防衛省(66.7%)、国土交通省(63.2%)の全数受検率が高く、環境省(0%)、法務省(13.6%)、村(30.8%)の全数受検率が低い。

表－10 計画機関別 基準点成果の検定状況

区分 計画機関	全数を検定している		一部を検定している		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	1	100.0			1
宮内庁					
法務省	3	13.6	19	86.4	22
財務省					
農林水産省	14	77.8	4	22.2	18
経済産業省					
国土交通省	74	63.2	43	36.8	117
環境省		0.0	1	100.0	1
防衛省	2	66.7	1	33.3	3
都道府県	92	54.1	78	45.9	170
市・特別区	120	52.6	108	47.4	228
町	44	46.3	51	53.7	95
村	4	30.8	9	69.2	13
独立行政法人	15	48.4	16	51.6	31
総計	369	52.8	330	47.2	699

イ. 都道府県別（表－11）

都道府県別では、沖縄県(100%)、佐賀県(83.3%)、石川県(80.0%)、大阪府(76.7%)、三重県(75.0%)、香川県(75.0%)、神奈川県(73.3%)、愛知県(73.1%)の全数受検率が高く、徳島県(14.3%)、高知県(14.3%)、山梨県(16.7%)の全数受検率が低い。

表－11 都道府県別 基準点成果の検定状況

都道府県	全数を検定している		一部を検定している		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
北海道	46	62.2	28	37.8	74
青森	5	38.5	8	61.5	13
岩手	4	66.7	2	33.3	6
宮城	8	36.4	14	63.6	22
秋田	1	20.0	4	80.0	5
山形	5	41.7	7	58.3	12
福島	5	35.7	9	64.3	14
茨城	10	47.6	11	52.4	21
栃木	8	66.7	4	33.3	12
群馬	7	46.7	8	53.3	15
埼玉	19	52.8	17	47.2	36
千葉	15	46.9	17	53.1	32
東京	17	50.0	17	50.0	34
神奈川	11	73.3	4	26.7	15
新潟	10	58.8	7	41.2	17
富山	1	20.0	4	80.0	5
石川	4	80.0	1	20.0	5
福井	1	50.0	1	50.0	2
山梨	1	16.7	5	83.3	6
長野	6	33.3	12	66.7	18
岐阜	10	55.6	8	44.4	18
静岡	11	61.1	7	38.9	18
愛知	19	73.1	7	26.9	26
三重	6	75.0	2	25.0	8
滋賀	4	44.4	5	55.6	9
京都	9	60.0	6	40.0	15
大阪	23	76.7	7	23.3	30
兵庫	14	56.0	11	44.0	25
奈良	4	66.7	2	33.3	6
和歌山	5	50.0	5	50.0	10
鳥取	3	37.5	5	62.5	8
島根	1	25.0	3	75.0	4
岡山	3	33.3	6	66.7	9
広島	8	53.3	7	46.7	15
山口	2	40.0	3	60.0	5
徳島	1	14.3	6	85.7	7
香川	6	75.0	2	25.0	8
愛媛	5	29.4	12	70.6	17
高知	1	14.3	6	85.7	7
福岡	12	50.0	12	50.0	24
佐賀	5	83.3	1	16.7	6
長崎	3	37.5	5	62.5	8
熊本	8	61.5	5	38.5	13
大分	5	50.0	5	50.0	10
宮崎	5	62.5	3	37.5	8
鹿児島	5	35.7	9	64.3	14
沖縄	7	100.0			7
総計	369	52.8	330	47.2	699

③ 地図成果の検定状況

上記①で「検定している」とした 802 機関を対象に地図成果の検定状況について調査し、計画機関別、都道府県別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 251 件を除く 551 件を用いた。

全体では、「全数を検定している」機関は 43.9%、「一部を検定している」機関は 56.1%であった。

ア. 計画機関別（表－12）

計画機関別では、内閣府(100%)、独立行政法人(76.9%)、国土交通省(67.0%)、農林水産省(66.7%)の全数受検率が高く、法務省(10.0%)、町(30.8%)、市・特別区(36.6%)の全数受検率が低い。

全数受検率の高い計画機関は、②の基準点成果の全数受検率も高いという傾向がある。全数受検率の低い計画機関は、法務省のみが②の基準点成果の全数受検率も低い。

表－12 計画機関別 地図成果の検定状況

区分 計画機関	全数を検定している		一部を検定している		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	1	100.0			1
宮内庁					
法務省	2	10.0	18	90.0	20
財務省					
農林水産省	10	66.7	5	33.3	15
経済産業省					0
国土交通省	59	67.0	29	33.0	88
環境省					
防衛省					
都道府県	54	48.6	57	51.4	111
市・特別区	74	36.6	128	63.4	202
町	28	30.8	63	69.2	91
村	4	40.0	6	60.0	10
独立行政法人	10	76.9	3	23.1	13
総計	242	43.9	309	56.1	551

イ. 都道府県別（表－13）

都道府県別では、沖縄県(100%)、宮崎県(83.3%)、石川県(75.0%)、三重県(71.4%)、広島県(70.0%)の全数受検率が高く、山梨県(0%)、岡山県(0%)、愛媛県(12.5%)、徳島県(14.3%)、高知県(14.3%)の全数受検率が低い。

全数受検率の高低は、基準点成果と地図成果の検定で共通しているという傾向が見られる。また、沖縄県は基準点成果、地図成果とも検定を実施している機関は、すべて全数検定しているという特徴がある。

表-13 都道府県別 地図成果の検定状況

都道府県	全数を検定している		一部を検定している		計 件数(件)
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
北海道	25	58.1	18	41.9	43
青森	5	55.6	4	44.4	9
岩手	2	40.0	3	60.0	5
宮城	3	33.3	6	66.7	9
秋田	3	60.0	2	40.0	5
山形	4	36.4	7	63.6	11
福島	5	41.7	7	58.3	12
茨城	5	38.5	8	61.5	13
栃木	6	54.5	5	45.5	11
群馬	7	50.0	7	50.0	14
埼玉	9	40.9	13	59.1	22
千葉	14	63.6	8	36.4	22
東京	7	58.3	5	41.7	12
神奈川	4	50.0	4	50.0	8
新潟	7	38.9	11	61.1	18
富山	1	25.0	3	75.0	4
石川	3	75.0	1	25.0	4
福井	1	50.0	1	50.0	2
山梨			5	100.0	5
長野	5	27.8	13	72.2	18
岐阜	6	33.3	12	66.7	18
静岡	7	38.9	11	61.1	18
愛知	18	56.3	14	43.8	32
三重	5	71.4	2	28.6	7
滋賀	3	42.9	4	57.1	7
京都	3	27.3	8	72.7	11
大阪	10	62.5	6	37.5	16
兵庫	5	25.0	15	75.0	20
奈良	4	36.4	7	63.6	11
和歌山	3	30.0	7	70.0	10
鳥取	2	20.0	8	80.0	10
島根	1	25.0	3	75.0	4
岡山			4	100.0	4
広島	7	70.0	3	30.0	10
山口	4	66.7	2	33.3	6
徳島	1	14.3	6	85.7	7
香川	2	66.7	1	33.3	3
愛媛	2	12.5	14	87.5	16
高知	1	14.3	6	85.7	7
福岡	11	42.3	15	57.7	26
佐賀	3	50.0	3	50.0	6
長崎	3	42.9	4	57.1	7
熊本	9	60.0	6	40.0	15
大分	4	36.4	7	63.6	11
宮崎	5	83.3	1	16.7	6
鹿児島	3	25.0	9	75.0	12
沖縄	4	100.0			4
総計	242	43.9	309	56.1	551

④ 検定成果の抽出機関

上記②又は③で「一部を検定している」とした431機関を対象に、検定する成果の抽出を行っている機関について調査し、計画機関別、都道府県別に集計した。比率算出に当たっては、無回答2件を除く429件を用いた。

全体では、抽出機関について、「自らの機関」としたものが43.8%、「測量作業機関」が31.5%、「検定機関」が24.7%であった。

ア. 計画機関別（表－14）

計画機関別では、「自らの機関」とした回答比率が高いのは、防衛省(100%)、法務省(71.4%)、独立行政法人(62.5%)、「測量作業機関」とした回答比率が高いのは、環境省(100%)、村(50.0%)であり、「検定機関」とした回答については、最も高い農林水産省でも40.0%であった。標本数の多い国土交通省、都道府県、市・特別区、町については、「測量作業機関」とした回答比率がやや高く、対象機関全体の結果と同様の傾向を示した。

表－14 計画機関別 検定成果の抽出機関

区分	自らの機関		測量作業機関		検定機関		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
計画機関							
内閣府							
宮内庁							
法務省	15	71.4	2	9.5	4	19.0	21
財務省							
農林水産省	1	20.0	2	40.0	2	40.0	5
経済産業省							
国土交通省	22	44.9	12	24.5	15	30.6	49
環境省			1	100.0			1
防衛省	1	100.0					1
都道府県	36	40.4	32	36.0	21	23.6	89
市・特別区	70	42.4	49	29.7	46	27.9	165
町	30	41.7	28	38.9	14	19.4	72
村	3	30.0	5	50.0	2	20.0	10
独立行政法人	10	62.5	4	25.0	2	12.5	16
総計	188	43.8	135	31.5	106	24.7	429

イ. 都道府県別（表－15）

都道府県別では、「自らの機関」とした回答比率が高いのは、福井県(100%)、徳島県(85.7%)、愛媛県(85.7%)、山形県(80.0%)、岡山県(75.0%)、和歌山県(71.4%)、「測量作業機関」とした回答比率が高いのは、島根県(66.7%)、佐賀県(66.7%)、「検定機関」とした回答比率が高いのは、石川県(100%)、三重県(100%)であった。標本数の最も多い北海道(標本数:34)は、「測量作業機関」とした回答比率が8.8%と極めて低かった。また、2番目に標本数の多い埼玉県(標本数:22)は、対象機関全体の結果と同様の傾向を示した。

表-15 都道府県別 検定成果の抽出機関

都道府県	自らの機関		測量作業機関		検定機関		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
北海道	18	52.9	3	8.8	13	38.2	34
青森	4	50.0	1	12.5	3	37.5	8
岩手	2	50.0		0.0	2	50.0	4
宮城	3	20.0	6	40.0	6	40.0	15
秋田	2	50.0	1	25.0	1	25.0	4
山形	8	80.0	1	10.0	1	10.0	10
福島	4	44.4	5	55.6		0.0	9
茨城	5	41.7	4	33.3	3	25.0	12
栃木	4	57.1	3	42.9		0.0	7
群馬	4	44.4	3	33.3	2	22.2	9
埼玉	10	45.5	7	31.8	5	22.7	22
千葉	5	26.3	8	42.1	6	31.6	19
東京	7	36.8	8	42.1	4	21.1	19
神奈川	4	57.1	1	14.3	2	28.6	7
新潟	6	54.5	4	36.4	1	9.1	11
富山	2	50.0	2	50.0		0.0	4
石川					1	100.0	1
福井	1	100.0					1
山梨	1	16.7	3	50.0	2	33.3	6
長野	6	37.5	5	31.3	5	31.3	16
岐阜	4	30.8	5	38.5	4	30.8	13
静岡	4	33.3	4	33.3	4	33.3	12
愛知	8	47.1	7	41.2	2	11.8	17
三重					2	100.0	2
滋賀	1	20.0	2	40.0	2	40.0	5
京都	4	50.0	1	12.5	3	37.5	8
大阪	3	33.3	3	33.3	3	33.3	9
兵庫	7	41.2	6	35.3	4	23.5	17
奈良	1	14.3	3	42.9	3	42.9	7
和歌山	5	71.4	2	28.6			7
鳥取	5	62.5	3	37.5			8
島根			2	66.7	1	33.3	3
岡山	6	75.0	1	12.5	1	12.5	8
広島	2	28.6	1	14.3	4	57.1	7
山口	2	66.7	1	33.3			3
徳島	6	85.7	1	14.3			7
香川	2	66.7	1	33.3			3
愛媛	12	85.7	2	14.3			14
高知	3	42.9	3	42.9	1	14.3	7
福岡	6	33.3	9	50.0	3	16.7	18
佐賀	1	33.3	2	66.7		0.0	3
長崎	2	40.0	2	40.0	1	20.0	5
熊本	3	50.0			3	50.0	6
大分	2	28.6	3	42.9	2	28.6	7
宮崎	1	25.0	1	25.0	2	50.0	4
鹿児島	2	18.2	5	45.5	4	36.4	11
沖縄							
総計	188	43.8	135	31.5	106	24.7	429

以上、検定成果の抽出機関については、計画機関、都道府県による変動が大きく、機関や地域による特徴があるかどうかについては今後その推移を見守る必要がある。また、測量作業機関が抽出を行うケースが3割を超えることから、検定の客観性の確保の観点からの検討が必要である。

② 使用している検定機関

上記①で「検定している」とした802機関を対象に、利用している検定機関について調査し、計画機関別、都道府県別に集計した。比率算出に当たっては、無回答68件を除く734件を用いた。

全体では、検定機関について、「国土地理院に登録されている機関」としたものが80.8%、「国土地理院登録以外の機関」が19.2%という結果であった。

ア. 計画機関別（表-16）

計画機関別では、「国土地理院に登録されている機関」とした回答比率が高いのは、環境省(100%)、防衛省(100%)、国土交通省(93.5%)、独立行政法人(93.1%)、「国土地理院登録以外の機関」とした回答比率が高いのは、内閣府(100%)、法務省(66.7%)、村(53.8%)であった。

表-16 計画機関別 使用している検定機関

計画機関	区分	国土地理院に登録されている機関		国土地理院登録以外の機関		計 件数(件)
		件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府				1	100.0	1
宮内庁						
法務省		6	33.3	12	66.7	18
財務省						
農林水産省		13	72.2	5	27.8	18
経済産業省						0
国土交通省		116	93.5	8	6.5	124
環境省		1	100.0			1
防衛省		3	100.0			3
都道府県		141	82.9	29	17.1	170
市・特別区		210	82.7	44	17.3	254
町		70	68.0	33	32.0	103
村		6	46.2	7	53.8	13
独立行政法人		27	93.1	2	6.9	29
総計		593	80.8	141	19.2	734

イ. 都道府県別（表-17）

都道府県別では、「国土地理院に登録されている機関」とした回答比率が高いのは、岩手県(100%)、山梨県(100%)、愛知県(100%)、徳島県(100%)、愛媛県(100%)、埼玉県(94.4%)、広島県(92.9%)、宮城県(90.5%)、大阪府(90.0%)、「国土地理院登録以外の機関」

とした回答比率が高いのは、和歌山県(66.7%)、岐阜県(52.6%)、茨城県(50.0%)、福井県(50.0%)であった。

以上、機関差、地域差はあるものの国土地理院に登録された検定機関が広く利用されているといえよう。

表-17 都道府県別 使用している検定機関

都道府県	区分		国土地理院登録以外の機関		計 件数(件)
	国土地理院に登録されている機関		件数(件)	比率(%)	
北海道	62	89	8	11	70
青森	9	75	3	25	12
岩手	5	100			5
宮城	19	90	2	10	21
秋田	5	71	2	29	7
山形	11	73	4	27	15
福島	8	57	6	43	14
茨城	11	50	11	50	22
栃木	10	71	4	29	14
群馬	12	75	4	25	16
埼玉	34	94	2	6	36
千葉	29	88	4	12	33
東京	29	88	4	12	33
神奈川	15	83	3	17	18
新潟	15	83	3	17	18
富山	4	80	1	20	5
石川	4	57	3	43	7
福井	1	50	1	50	2
山梨	7	100			7
長野	16	76	5	24	21
岐阜	9	47	10	53	19
静岡	15	79	4	21	19
愛知	34	100			34
三重	8	89	1	11	9
滋賀	7	78	2	22	9
京都	10	71	4	29	14
大阪	27	90	3	10	30
兵庫	22	88	3	12	25
奈良	12	92	1	8	13
和歌山	3	33	6	67	9
鳥取	6	67	3	33	9
島根	3	75	1	25	4
岡山	8	80	2	20	10
広島	13	93	1	7	14
山口	3	75	1	25	4
徳島	5	100			5
香川	7	88	1	13	8
愛媛	16	100			16
高知	4	80	1	20	5
福岡	22	79	6	21	28
佐賀	5	71	2	29	7
長崎	5	63	3	38	8
熊本	13	72	5	28	18
大分	8	73	3	27	11
宮崎	7	88	1	13	8
鹿児島	8	57	6	43	14
沖縄	7	88	1	13	8
総計	593	81	141	19	734

③ 測量成果を検定していない理由

上記①で「検定していない」とした897機関を対象に、測量成果を検定していない理由について調査し、計画機関別、都道府県別に集計した。比率算出に当たっては、無回答19件を除く878件を用いた。

全体では、「検定料が高いため」としたものが11.2%、「作業の工期が短く、検定期間を設けられないため」が12.1%、「必要なしと判断したため」が43.8%、「成果の検定を知らなかったため」が24.5%。「その他」が26.0%という結果であった。「その他」の主なものは「公共測量を実施していない」というものである。ほかに「検討中」、「県、国が認証を行うため(地籍調査の場合)」、「製品仕様書に定める品質要件を評価作業により確認しているため」、「検定の予算を計上していない」等の回答があった。また、「検定は受注業者が行っているため」、「作業規程に定められていなかったため」という誤解と考えられる回答も見られた。

ア. 計画機関別（表-18）

計画機関別の特徴としては、国土交通省(61.0%)が「必要なしと判断したため」とした回答比率、村(41.8%)が「成果の検定を知らなかったため」とした回答比率が他機関に比較して高い。

表-18 計画機関別 測量成果を検定していない理由

区分 計画機関	検定料が高いため		作業の工期が短く、検定期間を設けられないため		必要なしと判断したため		成果の検定を知らなかったため		その他		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府					2	100.0					2
宮内庁									1	100.0	1
法務省			3	37.5	4	50.0			4	50.0	8
財務省									3	100.0	3
農林水産省	1	4.3	4	17.4	12	52.2	1	4.3	9	39.1	23
経済産業省					1	100.0					1
国土交通省			1	2.4	25	61.0	3	7.3	14	34.1	41
環境省			2	66.7	1	33.3					3
防衛省	1	100.0							1	100.0	1
都道府県	10	5.3	31	16.4	92	48.7	29	15.3	57	30.2	189
市・特別区	39	16.2	27	11.2	106	44.0	70	29.0	54	22.4	241
町	39	14.2	30	10.9	109	39.8	80	29.2	61	22.3	274
村	8	11.9	5	7.5	19	28.4	28	41.8	17	25.4	67
独立行政法人			3	12.5	14	58.3	3	12.5	7	29.2	24
総計	98	11.2	106	12.1	385	43.8	214	24.4	228	26.0	878

※回答区分は複数選択可とした

イ. 都道府県別（表-19）

都道府県別では、「検定料が高いため」とした回答は愛媛県(33.3%)、「作業の工期が短く、検定期間を設けられないため」は栃木県(37.5%)、「必要なしと判断したため」

は三重県(76.5%)、神奈川県(75%)、「成果の検定を知らなかったため」は青森県(50.0%)、沖縄県(46.7%)、佐賀県(46.2%)、茨城県(42.3%)、山梨県(41.7%)、鹿児島県(41.7%)、大阪府(40.0%)、高知県(40.0%)、大分県(40.0%)の比率が高かった。

前回調査と比較すると、「必要なしと判断したため」(H19：68.2% → H21：43.8%)との回答は25ポイント程度減少したが依然4割を超えている。また、「成果の検定を知らなかったため」(H19：11.1% → H21：24.5%)との回答は倍増している。引き続き、基盤地図情報に該当する測量成果等の高精度を要する測量成果や利用度の高い測量成果についての検定の必要性についての周知を行っていく。

表-19 都道府県別 測量成果を検定していない理由

区分 都道府県	検定料が高いため		作業の工期が短く、検定期間を設けられないため		必要なしと判断したため		成果の検定を知らなかったため		その他		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
北海道	10	14.7	5	7.4	31	45.6	12	17.6	23	33.8	68
青森	2	9.1	2	9.1	7	31.8	11	50.0	4	18.2	22
岩手	2	11.8	1	5.9	9	52.9	4	23.5	3	17.6	17
宮城	3	15.0	3	15.0	10	50.0	4	20.0	5	25.0	20
秋田	1	6.3	1	6.3	7	43.8	2	12.5	7	43.8	16
山形	2	10.0	3	15.0	11	55.0	6	30.0	4	20.0	20
福島	4	12.9	4	12.9	13	41.9	4	12.9	10	32.3	31
茨城	3	11.5	4	15.4	5	19.2	11	42.3	8	30.8	26
栃木			6	37.5	5	31.3	4	25.0	7	43.8	16
群馬	3	15.0	1	5.0	10	50.0	5	25.0	4	20.0	20
埼玉	4	13.8	6	20.7	15	51.7	5	17.2	6	20.7	29
千葉	3	10.3	6	20.7	14	48.3	5	17.2	6	20.7	29
東京	4	15.4	4	15.4	11	42.3	5	19.2	7	26.9	26
神奈川	1	12.5	2	25.0	6	75.0			1	12.5	8
新潟	1	5.6			12	66.7	4	22.2	4	22.2	18
富山	2	16.7			8	66.7	2	16.7	1	8.3	12
石川	1	6.7	3	20.0	6	40.0	3	20.0	3	20.0	15
福井	1	5.9			7	41.2	2	11.8	8	47.1	17
山梨	2	16.7	1	8.3	7	58.3	5	41.7			12
長野	4	11.1	7	19.4	12	33.3	7	19.4	9	25.0	36
岐阜	2	8.0	1	4.0	8	32.0	8	32.0	7	28.0	25
静岡	1	5.9			8	47.1	4	23.5	6	35.3	17
愛知	5	15.2	4	12.1	17	51.5	8	24.2	5	15.2	33
三重					13	76.5	6	35.3	2	11.8	17
滋賀	2	20.0			6	60.0	3	30.0			10
京都	3	17.6	4	23.5	7	41.2	3	17.6	4	23.5	17
大阪	3	20.0	1	6.7	6	40.0	6	40.0	3	20.0	15
兵庫			1	9.1	6	54.5	2	18.2	3	27.3	11
奈良	3	16.7	4	22.2	9	50.0	3	16.7	4	22.2	18
和歌山			1	6.3	5	31.3	3	18.8	7	43.8	16
鳥取	2	16.7	3	25.0	6	50.0	2	16.7	2	16.7	12
島根	1	7.7	2	15.4	5	38.5	4	30.8	2	15.4	13
岡山	1	5.6	3	16.7	9	50.0	4	22.2	7	38.9	18
広島	2	10.5	4	21.1	8	42.1	3	15.8	5	26.3	19
山口	2	14.3	2	14.3	7	50.0	2	14.3	4	28.6	14
徳島	2	22.2	2	22.2	4	44.4	1	11.1	2	22.2	9
香川					6	50.0	4	33.3	3	25.0	12
愛媛	3	33.3			3	33.3	3	33.3	2	22.2	9
高知					8	40.0	8	40.0	6	30.0	20
福岡	7	26.9	5	19.2	7	26.9	5	19.2	7	26.9	26
佐賀			1	7.7	4	30.8	6	46.2	3	23.1	13
長崎			2	18.2	5	45.5	3	27.3	3	27.3	11
熊本	1	6.7	1	6.7	3	20.0	3	20.0	8	53.3	15
大分	1	20.0	1	20.0	2	40.0	2	40.0	1	20.0	5
宮崎	1	5.6		0.0	8	44.4	5	27.8	7	38.9	18
鹿児島	2	16.7	3	25.0	4	33.3	5	41.7	2	16.7	12
沖縄	1	6.7	2	13.3	5	33.3	7	46.7	3	20.0	15
総計	98	11.2	106	12.1	385	43.8	214	24.4	228	26.0	878

※回答区分は複数選択可とした

(4) 測量機器の検定状況

① 測量機器の検定を発注の要件にしているか（表-20）

測量機器の検定を発注要件にしているかどうかについて調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 181 件を除く 1,686 件を用いた。

全体では、発注要件としている機関は 64.5%、していない機関は 35.5%であった。

計画機関別では、宮内庁(100%)、環境省(100%)、防衛省(100%)、独立行政法人(93.8%)、国土交通省(80.9%)、法務省(80.0%)は発注要件とする比率が高く、財務省(0%)、経済産業省(0%)、村(27.8%)は発注要件としない比率が高い。

表-20 計画機関別 測量機器の検定を発注の要件にしているか

区分	している		していない		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府	2	66.7	1	33.3	3
宮内庁	1	100.0			1
法務省	24	80.0	6	20.0	30
財務省			3	100.0	3
農林水産省	29	67.4	14	32.6	43
経済産業省		0.0	1	100.0	1
国土交通省	140	80.9	33	19.1	173
環境省	4	100.0			4
防衛省	4	100.0			4
都道府県	273	74.0	96	26.0	369
市・特別区	337	64.9	182	35.1	519
町	190	48.5	202	51.5	392
村	22	27.8	57	72.2	79
独立行政法人	61	93.8	4	6.2	65
総計	1,087	64.5	599	35.5	1,686

② 測量機器の検定を発注の要件としない理由（表-21）

上記①で測量機器の検定を発注要件にしていないと回答した 599 機関に対し、その理由を調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 19 件を除く 580 件を用いた。

全体では、発注要件としない理由を「必要なしと判断したため」とする機関が 41.6%、「機器検定を知らなかったため」が 27.8%、「その他」が 30.7%であった。「その他」は、「検定済み機器の使用は当然」、「作業規程の準則に規定されている」、「作業実施前に確認」、「検定証明書を確認」など発注要件と明示はしないが実質的に機器検定を求めている回答と、公共測量がないこととする回答に二分された。

計画機関別では、「必要なしと判断したため」とする機関の比率は、内閣府(100%)、経済産業省(100%)、法務省(83.3%)で、「機器検定を知らなかったため」とする機関の比率は、村(51.9%)で、「その他」とする機関の比率は、財務省(100%)、農林水産省(50.0%)、独立行政法人(50.0%)でそれぞれ高かった。

以上、「機器検定を知らなかったため」とする回答が 3 割程度、件数では 161 件ある

ため、引き続き測量機器検定の重要性の周知を行っていく。

表-21 計画機関別 測量機器の検定を発注の要件にしない理由

計画機関	区分	必要なしと判断したため		機器の検定を知らなかったため		その他		計 件数(件)
		件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府		1	100.0					1
宮内庁								
法務省		5	83.3			1	16.7	6
財務省						3	100.0	3
農林水産省		5	41.7	1	8.3	6	50.0	12
経済産業省		1	100.0					1
国土交通省		16	50.0	1	3.1	15	46.9	32
環境省								
防衛省								
都道府県		42	45.7	13	14.1	37	40.2	92
市・特別区		70	39.3	49	27.5	59	33.1	178
町		84	42.6	68	34.5	45	22.8	197
村		16	29.6	28	51.9	10	18.5	54
独立行政法人		1	25.0	1	25.0	2	50.0	4
総計		241	41.6	161	27.8	178	30.7	580

(5) 測量成果の整備状況

① 電子納品の状況

ア. 測量成果の電子媒体による納品状況 (表-22)

測量成果の電子媒体による納品状況について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 194 件を除く 1,673 件を用いた。

全体では、「電子媒体のみ」としている機関は 7.3%、「電子媒体と紙を納品させている」機関は 82.1%、「紙のみ」としている機関は 10.6%であった。

計画機関別では、「電子媒体のみ」としている機関の比率は、国土交通省(28.8%)、独立行政法人(13.8%)で他機関と比較して高い。内閣府、宮内庁、法務省、農林水産省、環境省、防衛省では「電子媒体のみ」とする機関はなく、町(1.3%)、村(1.3%)の実施比率も低い。「電子媒体と紙を納品させている」機関の比率は、すべての計画機関カテゴリにおいて高いが、防衛省(50.0%)と村(61.3%)において他機関と比較すると低い。「紙のみ」とする機関の比率は、防衛省(50.0%)、村(37.3%)、町(23.6%)、において他機関と比較すると高い。

以上、ほとんどの機関において紙での納品が求められていることがわかった。

表-22 計画機関別 測量成果の電子媒体による納品状況

区分 計画機関	電子媒体のみ		電子媒体と紙を納品させている		紙のみ		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府			3	100.0			3
宮内庁			1	100.0			1
法務省			30	100.0			30
財務省							0
農林水産省			40	95.2	2	4.8	42
経済産業省							0
国土交通省	49	28.8	120	70.6	1	0.6	170
環境省			4	100.0			4
防衛省			2	50.0	2	50.0	4
都道府県	37	9.9	331	88.5	6	1.6	374
市・特別区	21	4.1	449	87.2	45	8.7	515
町	5	1.3	293	75.1	92	23.6	390
村	1	1.3	46	61.3	28	37.3	75
独立行政法人	9	13.8	55	84.6	1	1.5	65
総計	122	7.3	1,374	82.1	177	10.6	1,673

イ. 紙成果を納品させる理由 (表-23)

上記ア. において「電子媒体と紙を納品させている」又は「紙のみ」とした 1,551 機関に対し紙成果を納品させる理由について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 33 件を除く 1,518 件を用いた。

全体では、「紙成果を業務で使用するため」とする機関が 72.7%で最も高く、以下、「紙のほうが見やすいため」(37.1%)、「電子媒体に対応ができていないため」(13.6%)、

「紙に出力する設備(プリンタ等)がないため」(8.4%)、「その他」(8.4%)の順となっている。「その他」については、予備、押印への対応、検査用、閲覧・公開のため、上部機関の規定、紙成果の販売、国土地理院への報告等、さまざまな理由が挙げられている。

計画機関別では、宮内庁(0%)、環境省(50.0%)、村(60.3%)、町(67.6%)において、全体では大半を占める「紙成果を業務で使用するため」という理由の比率が他機関に比べると低い。「紙に出力する設備(プリンタ等)がないため」とする理由は、宮内庁(100%)、環境省(25%)、防衛省(25%)において、「電子媒体に対応ができていないため」とする理由は、村(30.1%)、町(23.1%)において他機関に比べると比率が高い。

表-23 計画機関別 紙成果を納品させる理由

計画機関	区分	紙に出力する設備 (プリンタ等) がないため		紙成果を業務で使用するため		電子納品に対応が できていないため		紙のほうが見やすい ため		その他		計 件数(件)
		件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
内閣府		1	33.3	3	100.0			1	33.3			3
宮内庁		1	100.0									1
法務省		3	10.0	23	76.7	1	3.3	6	20.0	3	10.0	30
財務省												
農林水産省		1	2.4	35	83.3			13	31.0	3	7.1	42
経済産業省												
国土交通省		1	0.8	90	75.6	3	2.5	44	37.0	15	12.6	119
環境省		1	25.0	2	50.0			2	50.0			4
防衛省		1	25.0	4	100.0			2	50.0			4
都道府県		20	6.1	254	77.2	13	4.0	136	41.3	37	11.2	329
市・特別区		44	9.1	350	72.8	79	16.4	177	36.8	47	9.8	481
町		39	10.4	254	67.6	87	23.1	135	35.9	16	4.3	376
村		12	16.4	44	60.3	22	30.1	29	39.7	4	5.5	73
独立行政法人		4	7.1	45	80.4	2	3.6	18	32.1	3	5.4	56
総計		128	8.4	1,104	72.7	207	13.6	563	37.1	128	8.4	1,518

※回答区分は複数選択可とした

ウ. 電子納品要領の制定状況(表-24)

上記ア. において「電子媒体のみ」又は「電子媒体と紙を納品させている」とした1,496 機関に対し電子納品要領の制定状況について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 65 件を除く 1,431 件を用いた。

全体では、「国土交通省の電子納品要領に準拠している」としている機関は 46.5%、「特に定めていない」機関は 34.5%、「独自の電子納品要領を定めている」としている機関は 19.1%であった。

計画機関別では、「国土交通省の電子納品要領に準拠している」としている機関の比率は、宮内庁(100%)、国土交通省(96.9%)、内閣府(66.7%)、独立行政法人(65.6%)で他機関と比較して高く、農林水産省(5.3%)、法務省(6.7%)、村(22.7%)、町(29.8%)では低い。「独自の電子納品要領を定めている」機関の比率は、農林水産省(89.5%)、法務省

(53.3%)、都道府県(41.5%)で高く、宮内庁(0%)、村(2.3%)、国土交通省(3.1%)、町(4.3%)で低い。「特に定めていない」とする機関の比率は、防衛省(100%)、村(75.0%)、町(66.0%)、において高く、内閣府(0%)、宮内庁(0%)、国土交通省(0%)、都道府県(4.5%)、農林水産省(5.3%)において低い。

以上、市町村においては「特に定めていない」とする機関が多く、測量成果の流通促進の観点から、電子納品要領の必要性を引き続き周知していく。

表一24 計画機関別 電子納品要領の制定状況

計画機関	独自の電子納品要領を定めている		国土交通省の電子納品要領に準拠している		特に定めていない		計 件数(件)
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
内閣府	1	33.3	2	66.7			3
宮内庁			1	100.0			1
法務省	16	53.3	2	6.7	12	40.0	30
財務省							
農林水産省	34	89.5	2	5.3	2	5.3	38
経済産業省							
国土交通省	5	3.1	158	96.9			163
環境省	1	33.3	1	33.3	1	33.3	3
防衛省					2	100.0	2
都道府県	146	41.5	190	54.0	16	4.5	352
市・特別区	44	9.7	175	38.7	233	51.5	452
町	12	4.3	84	29.8	186	66.0	282
村	1	2.3	10	22.7	33	75.0	44
独立行政法人	13	21.3	40	65.6	8	13.1	61
総計	273	19.1	665	46.5	493	34.5	1,431

② 公共基準点の設置状況(表一25)

公共基準点の設置状況について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答136件を除く1,731件を用いた。

全体では、公共基準点を「設置している」機関は61.8%である。前回調査と比較すると約14ポイント減少し、ほぼ前々回並みに留まっている(H16:60.3%、H19:76.0%)。

計画機関別では、宮内庁(H19:0% → H21:100%)、法務省(H19:94.1% → H21:93.3%)、市・特別区(H19:84.3% → H21:75.1%)、国土交通省(H19:78.0% → H21:71.3%)の設置比率が高く、財務省(H19:0% → H21:0%)、経済産業省(H19:0% → H21:0%)、都道府県(H19:59.6% → H21:44.3%)、村(H19:75.5% → H21:48.3%)、農林水産省(H19:63.2% → H21:50%)、環境省(H19:66.7% → H21:50.0%)、防衛省(H19:75.0% → H21:50.0%)の設置比率が低い。これらの傾向は、町(H19:83.9% → H21:59.9%)、村(H19:75.5% → H21:48.3%)の設置比率が大幅に低下した以外は、ほぼ前回調査と同様である。町、村における設置比率の大幅な低下の原因は不明である。

表 - 25 計画機関別 公共基準点の設置状況

区分	設置している		設置していない		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府	2	66.7	1	33.3	3
宮内庁	1	100.0			1
法務省	28	93.3	2	6.7	30
財務省			4	100.0	4
農林水産省	22	50.0	22	50.0	44
経済産業省			1	100.0	1
国土交通省	127	71.3	51	28.7	178
環境省	2	50.0	2	50.0	4
防衛省	2	50.0	2	50.0	4
都道府県	166	44.3	209	55.7	375
市・特別区	404	75.1	134	24.9	538
町	243	59.9	163	40.1	406
村	42	48.3	45	51.7	87
独立行政法人	31	55.4	25	44.6	56
総計	1,070	61.8	661	38.2	1,731

③ 地図の整備とデジタル化の状況

ア. 地図の整備（縮尺 1/2500 以上）の整備とデジタル化の状況（表 - 26）

行政用の基図として一般に作成・使用されることが多い縮尺 1/2,500 以上(1/2,500、1/1,000、1/500)の地形図の整備とデジタル化の状況について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 131 件を除く 1,736 件を用いた。

全体では、「紙地図だけ作成」したもの 20.8%、「デジタルデータもあり」としたものの 48.4%、「作成していない」としたものの 30.8%である。「デジタルデータもあり」とした比率について、前回、前々回調査からの変化を見ると、(H16:46.9% → H19:46.8% → H21:48.4%)とほぼ一定している。「紙地図だけ作成」したものは、減少傾向が加速している (H16:29.8% → H19:27.1% → H21:20.8%)。これは、「作成していない」ものが増加したことによる影響である(H19:26.1% → H21:30.8%)。

「デジタルデータもあり」としたものを計画機関別にみると、法務省(90.0%)、市・特別区(68.8%)での比率が高く、宮内庁(0%)、財務省(0%)、経済産業省(0%)、防衛省(0%)、都道府県(28.6%)での比率が低い。前回調査との比較では、村(H19:21.7% → H21:32.6%)での伸びが著しい。他は、件数が少ない計画機関を除けば、前回調査とほぼ同様の結果である。

以上、デジタル化の進捗が停滞傾向にあること、市町村では依然「紙地図のみ作成」の機関が相当数あることが分かる。

表-26 計画機関別 地図（縮尺 1/2500 以上）の整備とデジタル化の状況

計画機関	紙地図だけ作成		デジタルデータも あり		作成していない		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府	1	33.3	1	33.3	1	33.3	3
宮内庁					1	100.0	1
法務省	1	3.3	27	90.0	2	6.7	30
財務省					4	100.0	4
農林水産省	3	7.3	15	36.6	23	56.1	41
経済産業省					1	100.0	1
国土交通省	15	8.6	84	48.0	76	43.4	175
環境省	1	25.0	2	50.0	1	25.0	4
防衛省	3	75.0			1	25.0	4
都道府県	27	7.2	107	28.6	240	64.2	374
市・特別区	113	21.0	371	68.8	55	10.2	539
町	162	38.9	180	43.3	74	17.8	416
村	30	33.7	29	32.6	30	33.7	89
独立行政法人	5	9.1	25	45.5	25	45.5	55
総計	361	20.8	841	48.4	534	30.8	1,736

イ. 地図の整備（縮尺 1/2500 以上）をデジタル化した割合（表-27）

上記ア. で「デジタルデータもあり」とした 841 機関に、その整備地域の状況を調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 9 件を除く 832 件を用いた。

その結果、全体では、「全域」を整備したもの 52.6%、「主に市街地中心部」を整備したもの 18.8%、「その他の地域」を整備したもの 28.6%である。前回、前々回からの変化を見ると、「全域」を整備したものの比率が伸びている(H16:36.3% → H19:47.3% → H21:52.6%)。

計画機関別では、「全域」整備の比率は村(69.0%)、町(65.0%)、市・特別区(61.9%)で高く、「主に市街地中心部」整備の比率は、法務省(44.4%)で高く、「その他の地域」を整備の比率は、内閣府(100%)、環境省(100%)、農林水産省(86.7%)、独立行政法人(72.0%)で高い。

前回調査からの推移では、「全域」整備について、法務省(H19:78.8% → H21:29.6%)、独立行政法人(H19:45.5% → H21:16.0%)での減少は著しいが、他の計画機関、特に件数の多い市・特別区(H19:56.3% → H21:61.9%)、町(H19:56.8% → H21:65.0%)では増加傾向にあるので、全体としての増加につながっている。「主に市街地中心部」を整備したものは、法務省(H19:15.2% → H21:44.4%)での増加、「その他地域」を整備したものは、法務省(H19:6.1% → H21:25.9%)、独立行政法人(H19:48.5% → H21:72.0%)での増加が顕著である。

表一27 計画機関別 地図（縮尺 1/2500 以上）の整備をデジタル化した地域の状況

計画機関	全域		主に市街地中心部		その他の地域		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府					1	100.0	1
宮内庁							
法務省	8	29.6	12	44.4	7	25.9	27
財務省							
農林水産省	2	13.3			13	86.7	15
経済産業省							
国土交通省	25	30.1	2	2.4	56	67.5	83
環境省					2	100.0	2
防衛省							
都道府県	35	34.0	5	4.9	63	61.2	103
市・特別区	229	61.9	85	23.0	56	15.1	370
町	115	65.0	44	24.9	18	10.2	177
村	20	69.0	5	17.2	4	13.8	29
独立行政法人	4	16.0	3	12.0	18	72.0	25
総計	438	52.6	156	18.8	238	28.6	832

④ 地図の整備に係る空中写真の状況

ア. 地図の整備に係る空中写真の使用状況（表一28）

地図作成の際に使用した空中写真について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 696 件を除く 1,171 件を用いた。

その結果、全体では、「国土地理院や国、地方公共団体のものを使用した」53.0%、「新たに撮影を行った」48.5%、「民間のものを使用した」6.9%であった。前回調査との比較では、「民間のものを使用した」(H19：6.4% → H21：6.9%)ものはほぼ同様であったが、「国土地理院や国、地方公共団体のものを使用した」(H19：36.6% → H21：53.0%)ものが増加する一方、「新たに撮影を行った」(H19：57.1% → H21：48.5%)ものが減少した。

計画機関別では、法務省(100%)、都道府県(86.0%)、農林水産省(75.0%)では既存成果を使用する比率が高く、市・特別区(64.2%)では新規撮影する比率が高い。また、国土交通省(H19：31.4% → H21：53.2%)、都道府県(H19：65.0% → H21：86.0%)、町(H19：32.2% → H21：49.8%)、村(H19：39.3% → H21：65.1%)において既存成果を使用する比率が増加している。

以上、予算上の厳しい制約という条件もあるが、地理空間情報活用推進基本法の制定を背景に、既存空中写真の有効活用が進みつつあると考えられる。

表-28 計画機関別 地図の整備に係る空中写真の使用状況

計画機関	区分	国土地理院や国、地方公共団体のものを使用した		新たに撮影を行った		民間のものを使用した		計 件数(件)
		件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府		2	100.0					2
宮内庁								0
法務省		20	100.0					20
財務省		1	100.0					1
農林水産省		15	75.0	3	15.0	2	10.0	20
経済産業省								0
国土交通省		58	53.2	62	56.9	3	2.8	109
環境省		3	75.0	1	25.0	1	25.0	4
防衛省			0.0	1	100.0			1
都道府県		141	86.0	39	23.8	11	6.7	164
市・特別区		172	38.5	287	64.2	27	6.0	447
町		159	49.8	146	45.8	27	8.5	319
村		41	65.1	18	28.6	8	12.7	63
独立行政法人		9	42.9	11	52.4	2	9.5	21
総計		621	53.0	568	48.5	81	6.9	1,171

※回答区分は複数選択可とした

イ. 民間撮影の空中写真測量成果の精度検証の方法 (表 - 29)

上記ア. で「民間のものを使用した」とした 81 機関に、測量成果の精度検証について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 2 件を除く 79 件を用いた。

その結果、全体では、「自らの機関が行った」5.1%、「受注した測量機関が行った」59.5%、「第三者機関に依頼して行った」12.7%、「行っていない」22.8%であった。

計画機関別では、市・特別区、町、村では約 3 割が「行っていない」との結果であった。

表-29 計画機関別 民間測量成果の精度検証の方法

計画機関	区分	自らの機関が行った		受注した測量作業機関が行った		第三者機関に依頼して行った		行っていない		計 件数(件)
		件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府										0
宮内庁										0
法務省										0
財務省										0
農林水産省				2	100.0					2
経済産業省										0
国土交通省				2	66.7	1	33.3			3
環境省				1	100.0					1
防衛省										0
都道府県		1	10.0	8	80.0	1	10.0			10
市・特別区		1	3.8	16	61.5	3	11.5	6	23.1	26
町		2	7.4	14	51.9	2	7.4	9	33.3	27
村				3	37.5	2	25.0	3	37.5	8
独立行政法人				1	50.0	1	50.0			2
総計		4	5.1	47	59.5	10	12.7	18	22.8	79

(6) 測量成果の公開状況

① 一般に対する測量成果の公開状況

ア. 一般に対する測量成果の公開状況 (表-30)

基準点や空中写真、都市計画図などの公共測量成果の外部への公開状況を調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 241 件を除く 1,626 件を用いた。

全体では、「全部公開」しているもの 37.4%、「一部公開」しているもの 36.5%、「非公開」26.1%であった。前回調査と比較すると、「非公開」(H19 : 31.7% → H21 : 26.1%)が減少し、「一部公開」(H19 : 32.2% → H21 : 36.5%)が増加した。

計画機関別では、法務省(63.3%)、市・特別区(44.6%)、町(43.0%)、村(41.7%)では全部公開の比率が高く、法務省を除く国の機関、都道府県(50.8%)、独立行政法人(51.9%)では非公開の比率が高い。これは前回の傾向とほぼ同様である。前回からの推移については、法務省で全部公開が大幅に増加(H16 : 61.5% → H19 : 9.1% → H21 : 63.3%)し前々回レベルに戻ったほかは大きな変化はない。

徐々に測量成果の公開が進みつつあるといえる。

表-30 計画機関別 一般に対する測量成果の公開状況

区分 計画機関	全部公開		一部公開		非公開		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府			2	100.0			2
宮内庁					1	100.0	1
法務省	19	63.3	10	33.3	1	3.3	30
財務省					2	100.0	2
農林水産省	5	14.3	9	25.7	21	60.0	35
経済産業省					1	100.0	1
国土交通省	47	29.2	44	27.3	70	43.5	161
環境省	1	25.0			3	75.0	4
防衛省	1	25.0			3	75.0	4
都道府県	79	24.9	77	24.3	161	50.8	317
市・特別区	237	44.6	248	46.7	46	8.7	531
町	173	43.0	169	42.0	60	14.9	402
村	35	41.7	20	23.8	29	34.5	84
独立行政法人	11	21.2	14	26.9	27	51.9	52
総計	608	37.4	593	36.5	425	26.1	1,626

イ. 測量成果に係る費用（閲覧の場合）（表－31）

上記ア. で「全部公開」及び「一部公開」とした 1,201 機関に対し、測量成果の公開（閲覧）に係る費用について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 44 件を除く 1,157 件を用いた。

全体では、「有料」とするもの 13.1%、「無料」とするもの 82.0%、「その他」 4.9%であった。前回調査と比べ、「有料」（H19：17.2%）の比率がやや減少し、「無料」（H19：78.5%）の比率がやや増加している。

計画機関別では、法務省(44.8%)、村(26.9%)、町(20.1%)で「有料」とする比率が高い。これは前回調査と同じ傾向である。前回調査との比較では、法務省で「有料」とする比率が大幅に減少(H19：87.9% → H21：44.8%)したほかは、大きな変化は見られない。

表－31 計画機関別 測量成果に係る費用（閲覧の場合）

区分	有料		無料		その他		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府			2	100.0			2
宮内庁							
法務省	13	44.8	13	44.8	3	10.3	29
財務省							
農林水産省	1	7.1	13	92.9			14
経済産業省							
国土交通省	16	17.8	64	71.1	10	11.1	90
環境省			1	100.0			1
防衛省			1	100.0			1
都道府県	4	2.7	131	89.1	12	8.2	147
市・特別区	37	7.9	415	88.3	18	3.8	470
町	66	20.1	252	76.8	10	3.0	328
村	14	26.9	35	67.3	3	5.8	52
独立行政法人		0.0	22	95.7	1	4.3	23
総計	151	13.1	949	82.0	57	4.9	1,157

ウ. 測量成果に係る費用（交付の場合）（表－32）

上記ア. で「全部公開」及び「一部公開」とした 1,201 機関に対し、測量成果の公開(交付)に係る費用について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 74 件を除く 1,127 件を用いた。

全体では、「有料」とするもの 71.9%、「無料」とするもの 20.7%、「その他」 7.5%であった。前回調査と比べ、「有料」(H19：67.5%)の比率がやや増加し、「その他」(H19：11.1%)の比率がやや減少している。

計画機関別では、町(84.5%)、市・特別区(79.3%)、村(72.0%)で「有料」とする比率が高い。これは前回調査と同じ傾向である。前回調査との比較では、法務省で「有料」とする比率が大幅に減少(H19：81.3% → H21：52.0%)したほかは、大きな変化は見られない。

表－32 計画機関別 測量成果に係る費用（交付の場合）

区分	有料		無料		その他		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府	1	50.0	1	50.0			2
宮内庁							
法務省	13	52.0	5	20.0	7	28.0	25
財務省							
農林水産省	6	42.9	6	42.9	2	14.3	14
経済産業省							
国土交通省	27	35.1	41	53.2	9	11.7	77
環境省			1	100.0			1
防衛省			1	100.0			1
都道府県	66	50.8	49	37.7	15	11.5	130
市・特別区	372	79.3	61	13.0	36	7.7	469
町	284	84.5	39	11.6	13	3.9	336
村	36	72.0	13	26.0	1	2.0	50
独立行政法人	5	22.7	16	72.7	1	4.5	22
総計	810	71.9	233	20.7	84	7.5	1,127

エ. 測量成果交付に係る規定の明文化（表－33）

上記ア. で「全部公開」及び「一部公開」とした 1,201 機関に対し、公共測量成果の交付等に関して文書化したルールの存在状況を調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 31 件を除く 1,170 件を用いた。

全体では、「規定している」ものは 49.6%、「規定していない」もの 44.4%、「その他」6.0%であった。これは前回調査の結果とほぼ同様である。「その他」の回答の主なものは、「交付していない」、「情報公開法・条例による」、「法令(不動産登記法、国土調査法等)に基づく」、「手数料条例、内規等で料金を設定」等である。

計画機関別では、農林水産省(71.4%)、独立行政法人(68.0%)、法務省(62.1%)、国土交通省(57.5%)で「規定している」比率が高く、村(62.3%)では「規定していない」比率が高い。

前回調査との比較では、法務省で「規定している」比率が減少(H19：84.8% → H21：62.1%)し、農林水産省(H19：42.9% → H21：71.4%)、国土交通省(H19：41.4% → H21：57.5%)で「規定している」比率が増加した。また、市・特別区(H19：50.4% → H21：49.5%)、町(H19：47.6% → H21：47.2%)、村(H19：42.9% → H21：34.0%)では「規定している」比率がやや減少している。

表－33 計画機関別 測量成果交付に係る規定の明文化

区分	規定している		規定していない		その他		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府			2	100.0			2
宮内庁							
法務省	18	62.1	9	31.0	2	6.9	29
財務省							
農林水産省	10	71.4	4	28.6			14
経済産業省							
国土交通省	50	57.5	31	35.6	6	6.9	87
環境省			1	100.0			1
防衛省	1	100.0					1
都道府県	71	49.3	54	37.5	19	13.2	144
市・特別区	235	49.5	214	45.1	26	5.5	475
町	160	47.2	166	49.0	13	3.8	339
村	18	34.0	33	62.3	2	3.8	53
独立行政法人	17	68.0	6	24.0	2	8.0	25
総計	580	49.6	520	44.4	70	6.0	1,170

② 他の公共機関及び民間企業に対する公開状況

ア. 他の公共機関や民間企業からの使用申請状況（表－34）

上記①ア. で「全部公開」及び「一部公開」とした 1,201 機関に対し、他の公共機関や民間企業からの公共基準点の測量標や都市計画図などの測量成果の使用申請状況を調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 31 件を除く 1,170 件を用いた。

全体では、使用申請が「ある」が 65.4%、「ない」が 34.6%である。前回調査との差はほとんどない。

計画機関別では、国の機関に比べて、市・特別区(82.1%)、町(65.9%)、村(61.5%)の使用申請ありの比率が高く、そのほとんどを市・特別区、町への使用申請が占めている(全体の 79.9%)。前回調査との差はほとんどない。

表－34 計画機関別 他の公共機関や民間企業からの使用申請状況

区分	ある		ない		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
計画機関					
内閣府	1	50.0	1	50.0	2
宮内庁					
法務省	12	44.4	15	55.6	27
財務省					
農林水産省	3	21.4	11	78.6	14
経済産業省					
国土交通省	44	48.4	47	51.6	91
環境省			1	100.0	1
防衛省			1	100.0	1
都道府県	55	36.9	94	63.1	149
市・特別区	391	82.1	85	17.9	476
町	220	65.9	114	34.1	334
村	32	61.5	20	38.5	52
独立行政法人	7	30.4	16	69.6	23
総計	765	65.4	405	34.6	1,170

イ. 他の公共機関や民間企業からの複製申請状況（表－35）

上記①ア. で「全部公開」及び「一部公開」とした 1,201 機関に対し、他の公共機関や民間企業からの公共基準点の測量標や都市計画図などの測量成果の複製申請状況を調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 69 件を除く 1,132 件を用いた。

全体では、複製申請が「ある」が 45.6%、「ない」が 54.4%である。前回調査との差はほとんどない。

計画機関別では、国の機関に比べて、市・特別区(57.2%)、町(45.5%)、村(49.0%)の複製申請ありの比率が高く、そのほとんどを市・特別区、町への使用申請が占めている(全体の 79.7%)。前回調査との比較では、農林水産省(H19：40.0% → H21：14.3%)と町(H19：50.4% → H21：45.5%)において複製申請ありの比率が減少し、村(H19：41.2% → H21：49.0%)において増加した。

表－35 計画機関別 他の公共機関や民間企業からの複製申請状況

区分	ある		ない		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
計画機関					
内閣府			2	100.0	2
宮内庁					
法務省	5	19.2	21	80.8	26
財務省					
農林水産省	2	14.3	12	85.7	14
経済産業省					
国土交通省	27	31.8	58	68.2	85
環境省		0.0	1	100.0	1
防衛省		0.0	1	100.0	1
都道府県	39	26.9	106	73.1	145
市・特別区	263	57.2	197	42.8	460
町	148	45.5	177	54.5	325
村	24	49.0	25	51.0	49
独立行政法人	8	33.3	16	66.7	24
総計	516	45.6	616	54.4	1,132

上記、ア.、イ. の結果は、使用、複製に係わらず、地方自治体が利用価値の高い大縮尺図を整備・保有していることが多く、民間企業による複製、使用が行われるためと考えられる。

ウ. 民間企業からの都市計画図をデジタル化するための使用申請状況（表－36）

上記①ア. で「全部公開」及び「一部公開」とした 1,201 機関に対し、民間企業から都市計画図をデジタル化するために測量成果の使用申請を受け、承認したことがあるかどうかを調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 54 件を除く 1,147 件を用いた。

全体では、申請が「ある」としたものは、19.4%である。前回調査との差はほとんどない。

計画機関別では、市・特別区(28.9%)と町(22.6%)の申請ありの比率がやや高く、そのほとんどをこれら二者への申請が占めている(全体の 93.3%)。前回調査との比較では大きな差は見出せなかった。

表－36 計画機関別 民間企業からの都市計画図をデジタル化するための使用申請状況

区分 計画機関	ある		ない		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府			2	100.0	2
宮内庁					
法務省	1	3.7	26	96.3	27
財務省					
農林水産省			14	100.0	14
経済産業省					
国土交通省	1	1.1	89	98.9	90
環境省			1	100.0	1
防衛省			1	100.0	1
都道府県	6	4.1	141	95.9	147
市・特別区	134	28.9	329	71.1	463
町	74	22.6	253	77.4	327
村	6	11.3	47	88.7	53
独立行政法人	1	4.5	21	95.5	22
総計	223	19.4	924	80.6	1,147

エ. 測量成果使用承認に係る費用

上記①ア. で「全部公開」及び「一部公開」とした 1,201 機関に対し、測量成果使用承認における費用分担の状況を調査し、相手方が公共団体の場合及び相手方が民間企業の場合それぞれについて計画機関別に集計した。

i) 相手方が公共団体の場合（表－37）

相手方が公共団体の場合、無回答は 187 件で、比率算出に当たっては、無回答を除く 1,014 件を用いた。

全体では、「有料」としたものは 1.7%、「無料」は 90.0%、「その他」は 8.3%である。この結果は前回調査とほとんど差がない。

計画機関別では、市・特別区(92.4%)で無料とする比率がやや高く、村(85.7%)でやや低い。前回調査との差はほとんどない。

表－37 計画機関別 測量成果使用承認に係る費用（相手方が公共団体の場合）

区分 計画機関	有料		無料		その他		計
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)
内閣府			1	100.0			1
宮内庁							
法務省			16	88.9	2	11.1	18
財務省							
農林水産省			10	90.9	1	9.1	11
経済産業省							
国土交通省	2	2.6	68	87.2	8	10.3	78
環境省			1	100.0			1
防衛省			1	100.0			1
都道府県	1	0.8	104	86.7	15	12.5	120
市・特別区	6	1.4	390	92.4	26	6.2	422
町	7	2.4	263	89.8	23	7.8	293
村	1	2.0	42	85.7	6	12.2	49
独立行政法人			17	85.0	3	15.0	20
総計	17	1.7	913	90.0	84	8.3	1,014

ii) 相手方が民間の場合（表 - 38）

相手方が民間の場合、無回答は208件で、比率算出に当たっては、無回答を除く993件を用いた。

全体では、「有料」としたものは30.1%、「無料」は52.5%、「その他」は17.4%である。この結果は前回調査とほとんど差がない。

計画機関別では、市・特別区(30.8%)、町(40.1%)、村(42.0%)で「有料」とする比率がやや高く、その他の計画機関では低い。これは、市・特別区、町、村に対する申請が大半を占めるためである(全体の88.6%)。前回調査との比較では、市・特別区(H19：25.8% → H21：30.8%)、村(H19：31.6% → H21：42.0%)では「有料」とする比率が増加し、町(H19：46.6% → H21：40.1%)では比率が減少した。

表－38 計画機関別 測量成果使用承認に係る費用（相手方が民間の場合）

区分 計画機関	有料		無料		その他		計
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)
内閣府			1	100.0			1
宮内庁							
法務省	2	11.1	14	77.8	2	11.1	18
財務省							
農林水産省	1	9.1	7	63.6	3	27.3	11
経済産業省							
国土交通省	8	10.8	51	68.9	15	20.3	74
環境省			1	100.0			1
防衛省			1	100.0			1
都道府県	22	19.3	69	60.5	23	20.2	114
市・特別区	127	30.8	221	53.6	64	15.5	412
町	117	40.1	124	42.5	51	17.5	292
村	21	42.0	18	36.0	11	22.0	50
独立行政法人	1	5.3	14	73.7	4	21.1	19
総計	299	30.1	521	52.5	173	17.4	993

オ. 測量成果の謄抄本交付後その成果を使用する場合の制限・条件（表－39）

上記①ア. で「全部公開」及び「一部公開」とした 1,201 機関に対し、謄抄本交付後その成果を使用して二次的著作物を作成する場合の制限・条件について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 357 件を除く 844 件を用いた。

全体では、「制限・条件はない」としたものは 64.7%、「一定の条件・制限がある」は 35.3%であった。前回調査に比べると「制限・条件はない」(H19：70.4% → H21：64.7%)が減少し、「一定の条件・制限がある」(H19：29.6% → H21：35.3%)が増加した。

計画機関別では、「制限・条件はない」は法務省(100%)、村(86.8%)、町(73.4%)で比率が高く、農林水産省(50.0%)、独立行政法人(50.0%)、市・特別区(54.5%)で低い。前回調査との比較では、農林水産省(H19：63.6% → H21：50.0%)、独立行政法人(H19：75.0% → H21：50.0%)、市・特別区(H19：62.1% → H21：54.5%)で「制限・条件はない」の比率が減少し、これが全体での比率減少につながった。

「一定の条件・制限がある」が増加したのは、インターネットの急速な普及とデジタル形式の測量成果が増加し、個人情報漏洩等に関する懸念が高まったためと推測される(表 - 41 参照)。

表－39 計画機関別 測量成果の謄抄本交付後その成果を使用する場合の制限・条件

区分 計画機関	制限・条件はない		一定の制限・条件がある		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府					
宮内庁					
法務省	24	100.0			24
財務省					
農林水産省	4	50.0	4	50.0	8
経済産業省					
国土交通省	40	65.6	21	34.4	61
環境省					
防衛省	1	100.0			1
都道府県	60	63.8	34	36.2	94
市・特別区	192	54.5	160	45.5	352
町	185	73.4	67	26.6	252
村	33	86.8	5	13.2	38
独立行政法人	7	50.0	7	50.0	14
総計	546	64.7	298	35.3	844

カ. 測量成果の謄抄本交付後その成果を使用する場合の制限・条件の内訳（表－40）

上記オ. で「一定の条件・制限がある」とした 298 機関に対し、その内容を調査し計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 4 件を除く 294 件を用いた。

全体では、「出典を明示する」が 58.2%、「使用する場合の届出を行う」が 54.8%、「その他」が 23.1%で、「著作権を払ってもらおう」機関はなかった。前回との比較では、「出典を明示する」(H19：38.7% → H21：58.2%)、「使用する場合の届出を行う」(H19：34.5%

→ H21：54.8%）ともに比率が大幅に増加している。但し、今回調査では、複数回答可としていることに注意する必要がある。また、前回調査では2.1%の比率のあった「著作権を払ってもらふ」機関がなくなったことは注目に値する。なお、「その他」の回答は、「上部機関と相談」、「二次的利用の禁止」、「目的外使用の禁止」、「報告及び成果品の提出」、「営利目的での使用禁止」、「不利益を被る場合は非公開」、「許可番号を明記」、「個別に判断」、「事業以外での使用不可」、「二次著作物に関するトラブルの責任は負わない」等、多岐にわたっている。

計画機関別では、「出典を明示する」は、都道府県(63.6%)、市・特別区(62.3%)、町(60.6%)で比率が高く、「使用する場合の届出を行う」は、村(100%)、独立行政法人(83.3%)、国土交通省(81.0%)で比率が高い。前回調査との比較では、「出典を明示する」の比率が国土交通省(H19：25.0% → H21：42.9%)、都道府県(H19：7.1% → H21：63.6%)、町(H19：28.8% → H21：60.6%)で大幅に増加している。「使用する場合の届出を行う」は国土交通省(H19：25.0% → H21：81.0%)、町(H19：37.9% → H21：62.1%)、村(H19：55.6% → H21：100%)、独立行政法人(H19：0% → H21：83.3%)で大幅に増加している。「その他」について、市・特別区の比率が増加している(H19:16.2% → H21:30.2%)。

表－40 計画機関別 測量成果の謄抄本交付後その成果を使用する場合の制限・条件の内訳

区分 計画機関	著作権料を払ってもらふ		出典を明示する		使用する場合の届出を行う		その他		計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)
内閣府									
宮内庁									
法務省									
財務省									
農林水産省			1	25.0	1	25.0	2	50.0	4
経済産業省									
国土交通省			9	42.9	17	81.0	3	14.3	21
環境省									
防衛省									
都道府県			21	63.6	14	42.4	5	15.2	33
市・特別区			99	62.3	78	49.1	48	30.2	159
町			40	60.6	41	62.1	10	15.2	66
村					5	100.0			5
独立行政法人			1	16.7	5	83.3			6
総計	0	0.0	171	58.2	161	54.8	68	23.1	294

※回答区分は複数選択可とした

③ 測量成果を公開していない理由

ア. 測量成果を公開していない理由（表－41）

上記①ア. で「非公開」とした 425 機関に対し、非公開の理由について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 18 件を除く 407 件を用いた。

全体では、「体制が整っていない（成果の管理・提供体制、条例未整備等）」が 89.2%と大半を占め、「特定の個人を識別できる情報が含まれている」は 17.4%、「条例に非公開と規定されている」は 0.2%(件数 1 件)であった。前回調査との比較では、前回の選択肢になかった「特定の個人を識別できる情報が含まれている」が 2 割弱の比率を占めていることが注目される。また、「体制が整っていない（成果の管理・提供体制、条例未整備等）」(H19：98.2% → H21：89.2%)が 9 ポイント減少している。

計画機関別では、「体制が整っていない（成果の管理・提供体制、条例未整備等）」の比率が農林水産省(78.9%)で低く、「特定の個人を識別できる情報が含まれている」の比率が農林水産省(42.1%)、都道府県(20.4%)、独立行政法人(20.0%)で高い。一般的に都道府県より大縮尺地形図を整備する主体である市・特別区(17.8%)、町(14.0%)、村(3.4%)において「特定の個人を識別できる情報が含まれている」の比率が都道府県より高くない。

表－41 計画機関別 測量成果を公開していない理由

計画機関 区分	体制が整っていない(成果の管理・提供体制、条例未整備等)		条例に非公開と規定されている		特定の個人を識別できる情報が含まれている		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府							
宮内庁	1	100.0					1
法務省	1	100.0					1
財務省	1	100.0					1
農林水産省	15	78.9	1	5.3	8	42.1	19
経済産業省	1	100.0					1
国土交通省	61	93.8			9	13.8	65
環境省	3	100.0					3
防衛省	3	100.0					3
都道府県	138	87.9			32	20.4	157
市・特別区	39	86.7			8	17.8	45
町	51	89.5			8	14.0	57
村	28	96.6			1	3.4	29
独立行政法人	21	84.0			5	20.0	25
総計	363	89.2	1	0.2	71	17.4	407

※回答区分は複数選択可とした

イ. 測量成果の今後の公開予定（表－42）

上記①ア. で「非公開」とした 425 機関に対し、今後閲覧等の公開予定があるかどうか調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 18 件を除く 407 件を用いた。

全体では、今後の公開予定が「ある」機関の比率は 4.7%、「ない」機関は 95.3%であった。①ア. で見たように「非公開」の比率が小さくなる中で、今後公開を予定する機関は減少している(H19：7.1% → H21：4.7%)。

計画機関別では、公開予定が「ある」機関の比率は、市・特別区(13.3%)、町(8.6%)、村(7.1%)においてやや高い。一方、国の機関の多くは極めて低い。こうした傾向は前回調査結果と同様である。

表－42 計画機関別 測量成果の今後の公開予定

区分	ある		ない		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府					
宮内庁			1	100.0	1
法務省			1	100.0	1
財務省			1	100.0	1
農林水産省			20	100.0	20
経済産業省			1	100.0	1
国土交通省	4	6.0	63	94.0	67
環境省			3	100.0	3
防衛省			3	100.0	3
都道府県	1	0.6	157	99.4	158
市・特別区	6	13.3	39	86.7	45
町	5	8.6	53	91.4	58
村	2	7.1	26	92.9	28
独立行政法人	1	4.8	20	95.2	21
総計	19	4.7	388	95.3	407

ウ. 測量成果公開の具体的な予定時期（表-43）

上記イ. で公開予定「ある」とした 19 機関に対し、具体的な公開予定時期について調査し、計画機関別に集計した。

全体では、3 年以内としたものは 52.6%、4～5 年以内としたものは 26.3%、6～10 年以内としたものは 21.1%であった。前回調査と比較すると、3 年以内に公開とする件数、比率は大きく減少している(H19 : 38 件、80.0% → H21 : 10 件、52.6%)。これは大掛かりな準備なしに公開可能な機関はほぼ飽和したとも考えられるが、該当件数が少ないので、これだけで公開の動きが大幅に鈍ってきていると即断することはできない。

計画機関別では、市・特別区(6 件、100%)はすべて 3 年以内に公開予定としているのが顕著である。

表-43 計画機関別 測量成果公開の具体的な予定時期

区分	3年以内		4～5年以内		6～10年以内		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府							
宮内庁							
法務省							
財務省							
農林水産省							
経済産業省							
国土交通省	1	25.0	1	25.0	2	50.0	4
環境省							
防衛省							
都道府県	1	100.0					1
市・特別区	6	100.0					6
町	1	20.0	2	40.0	2	40.0	5
村	1	50.0	1	50.0			2
独立行政法人		0.0	1	100.0			1
総計	10	52.6	5	26.3	4	21.1	19

(7) 世界測地系への対応状況

平成 14 年 4 月の改正測量法の施行に伴い、測量の基準が世界測地系となったことを受けて、公共測量成果の世界測地系への対応状況について、前回、前々回に引き続き調査した。公共測量成果のうち、公共基準点成果、数値地図成果及び紙地図成果の場合に分けて調査し、計画機関別に集計・分析した。

① 世界測地系への対応状況（公共基準点成果）（表-44）

公共基準点成果の世界測地系への対応状況について調査、集計した。比率算出に当たっては、無回答 277 件を除く 1,590 件を用いた。

全体では、「全て対応済み」とした機関の比率は 45.7%、「一部対応済み」は 27.9%、「該当する成果がない」は 17.3%、「未対応」は 9.1%であった。「全てに対応済み」と「一部対応済み」を合わせると 73.6%となり、これは「該当する成果がない」件数を

除くと 89.0%に相当し、9 割の機関が何らかの対応をしていることになる。

計画機関別では、「全てに対応済み」と「一部対応済み」を合わせると、内閣府(100%)、防衛省(100%)、法務省(96.7%)、国土交通省(83.5%)、市・特別区(81.1%)で対応が進んでいる。財務省(50.0%)、村(20.0%)、町(16.8%)、独立行政法人(13.0%)では未対応比率が高い。

前回調査からの比較では、「全て対応済み」(H19 : 34.9% → H21 : 45.7%)と「該当する成果がない」(H19 : 13.2% → H21 : 17.3%)が増加する一方、「一部対応済み」(H19 : 37.2% → H21 : 27.9%)と「未対応」(H19 : 14.7% → H21 : 9.1%)が減少している。これは、世界測地系対応が引き続き進みつつあることを示すが、「該当する成果がない」とする機関の比率が増えている理由は定かではない。同計画機関別では、「全てに対応済み」と「一部対応済み」をあわせた比率の伸びは、ほとんど変化がないが、「全てに対応済み」の比率の伸びが法務省(H19 : 12.1% → H21 : 70.0%)、国土交通省(H19 : 47.2% → H21 : 62.0%)、都道府県(H19 : 36.5% → H21 : 51.1%)、市・特別区(H19 : 34.3% → H21 : 47.7%)において顕著である。また、「該当する成果がない」の件数は、市・特別区(H19 : 37 件 → H21 : 60 件)、町(H19 : 54 件 → H21 : 70 件)において増加しており、その原因は明らかではない。

表-44 計画機関別 世界測地系への対応状況（公共基準点成果）

区分 計画機関	全て対応済み		一部対応済み		未対応		該当する成果がない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	1	100.0							1
宮内庁							1	100.0	1
法務省	21	70.0	8	26.7	1	3.3			30
財務省					1	50.0	1	50.0	2
農林水産省	14	35.9	12	30.8	2	5.1	11	28.2	39
経済産業省							1	100.0	1
国土交通省	101	62.0	35	21.5	6	3.7	21	12.9	163
環境省			1	50.0			1	50.0	2
防衛省	2	50.0	2	50.0					4
都道府県	168	51.1	74	22.5	13	4.0	74	22.5	329
市・特別区	237	47.7	166	33.4	34	6.8	60	12.1	497
町	136	35.6	112	29.3	64	16.8	70	18.3	382
村	26	30.6	20	23.5	17	20.0	22	25.9	85
独立行政法人	21	38.9	13	24.1	7	13.0	13	24.1	54
総計	727	45.7	443	27.9	145	9.1	275	17.3	1,590

② 世界測地系への対応状況（数値地図成果）（表-45）

数値地図成果の世界測地系への対応状況について調査、集計した。比率算出に当たっては、無回答 350 件を除く 1,517 件を用いた。

全体では、「全て対応済み」とした機関の比率は 41.8%、「一部対応済み」は 25.6%、「該当する成果がない」は 20.6%、「未対応」は 12.1%であった。「全てに対応済み」

と「一部対応済み」を合わせると 67.4%となり、これは「該当する成果がない」件数を除くと 84.8%に相当し、9 割近い機関で何らかの対応をしていることになる。

計画機関別では、「全てに対応済み」と「一部対応済み」を合わせると、内閣府(100%)、防衛省(100%)、法務省(100%)、国土交通省(77.6%)、市・特別区(76.2%)で対応が進んでいる。財務省(50.0%)、村(20.5%)、町(19.9%)では未対応比率が高い。

前回調査からの比較では、「全て対応済み」(H19：31.7% → H21：41.8%)が増加、「該当する成果がない」(H19：21.4% → H21：20.6%)が微減、「未対応」(H19：14.9% → H21：12.1%)がやや減少、「一部対応済み」(H19：32.2% → H21：25.6%)が減少している。これは、世界測地系対応を開始した機関での取り組みが引き続き進みつつある一方、未対応機関の取り組みが余り進んでいないことを示している。同計画機関別では、「全てに対応済み」と「一部対応済み」をあわせた比率の伸びは、微減からやや増であるが、「全てに対応済み」の比率の伸びが法務省(H19：18.2% → H21：76.7%)、農林水産省(H19：27.9% → H21：41.7%)、国土交通省(H19：36.0% → H21：52.4%)、市・特別区(H19：36.3% → H21：46.5%)、独立行政法人(H19：17.1% → H21：28.6%)において顕著である。

表－45 計画機関別 世界測地系への対応状況（数値地図成果）

区分 計画機関	全て対応済み		一部対応済み		未対応		該当する成果がない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	2	100.0							2
宮内庁							1	100.0	1
法務省	23	76.7	7	23.3					30
財務省					1	50.0	1	50.0	2
農林水産省	15	41.7	10	27.8	3	8.3	8	22.2	36
経済産業省							1	100.0	1
国土交通省	77	52.4	37	25.2	4	2.7	29	19.7	147
環境省			1	50.0			1	50.0	2
防衛省	1	33.3	2	66.7					3
都道府県	111	38.3	72	24.8	17	5.9	90	31.0	290
市・特別区	232	46.5	148	29.7	60	12.0	59	11.8	499
町	133	35.8	84	22.6	74	19.9	81	21.8	372
村	26	31.3	18	21.7	17	20.5	22	26.5	83
独立行政法人	14	28.6	9	18.4	7	14.3	19	38.8	49
総計	634	41.8	388	25.6	183	12.1	312	20.6	1,517

③ 世界測地系への対応状況（紙地図成果）（表－46）

紙地図成果の世界測地系への対応状況について調査、集計した。比率算出に当たっては、無回答 368 件を除く 1,499 件を用いた。

全体では、「全て対応済み」とした機関の比率は 34.3%、「一部対応済み」は 26.4%、「未対応」は 22.7%、「該当する成果がない」は 16.6%であった。「全てに対応済み」と「一部対応済み」を合わせると 60.7%となり、これは「該当する成果がない」件数を除

くと 72.7%に相当する。これは、公共基準点や数値地図成果に比較すると小さい数字であるが、7割を超える機関で何らかの対応をしている。

計画機関別では、「全てに対応済み」と「一部対応済み」を合わせると、内閣府(100%)、経済産業省(100%)、法務省(82.7%)、国土交通省(74.0%)で対応が進んでいる。財務省(50.0%)、防衛省(33.3%)、町(34.0%)、村(32.5%)では未対応比率が高い。

前回調査からの比較では、「全て対応済み」(H19：23.3% → H21：34.3%)が増加、「該当する成果がない」(H19：15.7% → H21：16.6%)が微増となる一方、「未対応」(H19：28.9% → H21：22.7%)と「一部対応済み」(H19：32.1% → H21：26.4%)がやや減少している。これは、世界測地系対応が着実に進んでいることを示している。同計画機関別では、「全てに対応済み」と「一部対応済み」をあわせた比率の伸びは、農林水産省(H19：45.8% → H21：62.1%)が大幅に増加したほかは微減からやや増であるが、「全てに対応済み」の比率の伸びが法務省(H19：6.1% → H21：58.6%)、農林水産省(H19：22.0% → H21：40.5%)、国土交通省(H19：27.2% → H21：47.3%)、市・特別区(H19：22.2% → H21：33.5%)、独立行政法人(H19：17.4% → H21：30.6%)において顕著である。

各成果の世界測地系対応は、「一部対応済み」から「全てに対応済み」への移行が顕著になっている。「未対応」機関の比率は減少しているがそのスピードが鈍化している。

表-46 計画機関別 世界測地系への対応状況（紙地図成果）

区分 計画機関	全て対応済み		一部対応済み		未対応		該当する成果がない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	1	100.0							1
宮内庁							1	100.0	1
法務省	17	58.6	7	24.1	2	6.9	3	10.3	29
財務省					1	50.0	1	50.0	2
農林水産省	15	40.5	8	21.6	5	13.5	9	24.3	37
経済産業省			1	100.0					1
国土交通省	69	47.3	39	26.7	12	8.2	26	17.8	146
環境省			1	50.0			1	50.0	2
防衛省	1	33.3	1	33.3	1	33.3			3
都道府県	105	36.5	67	23.3	33	11.5	83	28.8	288
市・特別区	162	33.5	161	33.3	122	25.2	39	8.1	484
町	113	30.3	82	22.0	127	34.0	51	13.7	373
村	16	19.3	19	22.9	27	32.5	21	25.3	83
独立行政法人	15	30.6	9	18.4	11	22.4	14	28.6	49
総計	514	34.3	395	26.4	341	22.7	249	16.6	1,499

(8) 地理情報標準の整備状況

① 地理情報標準に準拠した地図データの整備状況 (表-47)

地理情報標準に準拠して整備された地図データの状況を調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 227 件を除く 1,640 件を用いた。

全体では、「準拠したデータあり」が 14.8%、「準拠したデータなし」が 27.1%、「わからない」が 58.2%である。

計画機関別では、「準拠したデータあり」の比率は、市・特別区(26.1%)において高い。また、「わからない」との回答比率は、市・特別区(47.9%)、独立行政法人(43.8%)を除きすべての計画機関で 5 割以上となっている。

前回との比較では、「準拠したデータあり」(H19 : 15.3% → H21 : 14.8%)の比率はほとんど変わらないが、「準拠したデータなし」(H19 : 42.6% → H21 : 27.1%)が大きく減少し、その分「わからない」(H19 : 42.0% → H21 : 58.1%)が増加している。同計画機関別では、法務省及び農林水産省で「準拠したデータあり」とする機関が初めて登場したほかは、「わからない」が増加したという全体的傾向が反映されており、計画機関における特徴的な変化は見出せなかった。

比率からみると、地理情報標準に準拠した地図データ整備は進んでいないが、「準拠したデータあり」の件数(H19 : 77 機関 → H21 : 242 機関)は大幅に増加しており、地理情報標準の裾野は着実に広がっていることが伺える。

表-47 計画機関別 地理情報標準に準拠した地図データの整備状況

区分 計画機関	準拠したデータあり		準拠したデータなし		わからない		計 件数(件)
	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	件数(件)	比率 (%)	
内閣府					2	100.0	2
宮内庁			1	100.0			1
法務省	5	17.2	8	27.6	16	55.2	29
財務省			1	50.0	1	50.0	2
農林水産省	3	7.7	12	30.8	24	61.5	39
経済産業省					1	100.0	1
国土交通省	24	14.6	26	15.9	114	69.5	164
環境省			1	25.0	3	75.0	4
防衛省					4	100.0	4
都道府県	33	10.1	85	26.1	208	63.8	326
市・特別区	134	26.1	134	26.1	246	47.9	514
町	37	9.2	122	30.3	243	60.4	402
村	2	2.3	22	25.0	64	72.7	88
独立行政法人	4	6.3	32	50.0	28	43.8	64
総計	242	14.8	444	27.1	954	58.2	1,640

② 地理情報標準に準拠している整備項目状況（表－48）

上記ア. で「準拠したデータあり」と回答した 242 機関に対し、地理情報標準に準拠した項目について調査し、計画機関別に集計した。比率算出に当たっては、無回答 6 件を除く 236 件を用いた。

全体では、「品質の要求または評価が準拠している」が 65.7%、「製品仕様書を作成している」が 64.0%、「メタデータが準拠している」が 61.9%、「データ形式が XML(地理情報標準)である」が 46.6%、「データ設計(応用スキーマを作成)が準拠している」が 42.8%、「その他」が 0.8%であった。

計画機関別では、独立行政法人はすべての回答機関が選択肢すべてに準拠している、法務省は「データ形式が XML(地理情報標準)である」比率(60.0%)が高いが他の選択肢の比率は低い、農林水産省は「品質の要求または評価が準拠している」比率(100%)は高いが他は低い、町は「データ設計(応用スキーマを作成)が準拠している」(19.4%)及び「メタデータが準拠している」(41.7%)の比率が低いという特徴がある。

前回との比較では、「製品仕様書を作成している」(H19：46.8% → H21：64.0%)、「メタデータが準拠している」(H19：49.4% → H21：61.9%)、「データ形式が XML(地理情報標準)である」(H19：36.4% → H21：46.6%)は大幅に増加し、「品質の要求または評価が準拠している」(H19：63.6% → H21：65.7%)はやや増加している。これは、回答機関の地理情報標準に関する理解、対応が進み、該当項目が増加したためと考えられる。

表－48 計画機関別 地理情報標準に準拠している整備項目状況

区分 計画機関	品質の要求 または評価 が準拠して いる		データ設計 (応用スキ ーマを作成) が準拠して いる		メタデータ が準拠して いる		データ形式 がXML(地理 情報標準) である		製品仕様書 を作成して いる		その他		計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)
内閣府													
宮内庁													
法務省	2	40.0			1	20.0	3	60.0	1	20.0			5
財務省													0
農林水産省	3	100.0			1	33.3							3
経済産業省													0
国土交通省	17	73.9	11	47.8	16	69.6	15	65.2	16	69.6			23
環境省													0
防衛省													0
都道府県	22	66.7	22	66.7	23	69.7	20	60.6	22	66.7			33
市・特別区	83	63.8	56	43.1	85	65.4	50	38.5	88	67.7	2	1.5	130
町	23	63.9	7	19.4	15	41.7	16	44.4	19	52.8			36
村	1	50.0	1	50.0	1	50.0	2	100.0	1	50.0			2
独立行政法人	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0			4
総計	155	65.7	101	42.8	146	61.9	110	46.6	151	64.0	2	0.8	236

※回答区分は複数選択可とした